

松江市東出雲公民館無線LANサービス利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、松江市東出雲公民館（以下「公民館」という。）が提供する無線によるインターネット接続環境（以下「無線LANサービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(規約の同意)

第2条 無線LANサービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ本規約の定めに従って無線LANサービスを利用することに同意しなければならない。

(サービスの内容)

第3条 公民館は、利用者に対して無線LANサービスを提供し、利用者は無線LANサービスを利用してインターネットへ接続することができる。

2 無線LANサービスの利用料は、原則として無料とする。

(SSID及びパスワードの取り扱い)

第4条 公民館は、無線LANサービスを利用するためのSSID及びパスワード（以下「パスワード等」という。）を厳重に管理するものとし、第6条に規定する禁止事項に抵触しない利用者にものみパスワード等を交付するものとする。

2 利用者は、交付されたパスワード等を厳重に管理するものとし、公民館の許可なく他者に貸与または譲渡してはならない。

3 利用者の責めに帰すべき事由によるパスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者からの不正アクセス等により発生した損害の責任は利用者が負うものとし、公民館は一切の責任を負わないものとする。

4 公民館は、無線LANサービスの運営上パスワード等を変更する必要がある場合、利用者に予告なくパスワード等を変更することができる。

(サービスの利用)

第5条 利用者は、無線LANサービスを利用するにあたり必要な端末装置及びソフトウェアを準備するものとする。

2 利用者が利用する端末装置及び端末装置の付属機器に供給する電源は、原則として利用者が準備するものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、無線LANサービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権その他権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産及びプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他者に不利益及び損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) パスワード等を不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (11) SNS等にパスワード等を公開する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は公民館が不適切であると判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって、公民館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合、利用者は無線LANサービスの利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、公民館は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第7条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 前条に規定する禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本利用規約に違反した場合
- (3) その他利用者として公民館が不適切と判断した場合

(運用の停止)

第8条 公民館は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者へ周知することなく無線LANサービスの運用を停止できるものとする。

- (1) 無線LANサービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、自然災害、停電その他の非常事態により、無線LANサービスの運用が困難となった場合

(3) 無線LANサービスのシステムに係る障害等が発生した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、公民館が無線LANサービスの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線LANサービスの運用の停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、公民館は一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第9条 公民館は、無線LANサービスの内容及び利用者が無線LANサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、電波状況によるサービスの利用不能、中断、その他無線LANサービスに関連して発生した利用者の損害について、公民館は一切責任を負わないものとする。

3 無線LANサービスの利用において発生した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線LANサービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとし、端末装置の種類又はソフトウェア等によって、無線LANサービスを利用できない場合があっても、公民館は一切責任を負わないものとする。

5 利用者が無線LANサービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、公民館は一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更等)

第10条 公民館は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の変更及び無線LANサービスの全部又は一部を廃止することができる。

附 則

本規約は、令和3年4月1日から施行する